

県立学校等における「産業医」の協力要請について

平素より、岡山県の教育行政に御指導と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年10月以降、全ての県立学校及び県立図書館等の教育機関において、日本医師会認定産業医若しくは労働安全コンサルタント等の資格を有する「産業医」を委嘱し、教職員の健康管理にあたることとしました。

なお、県立学校については、産業医資格を有する現職の「健康管理医」に「産業医」として就任いただきたいと考えています。また、現職の「健康管理医」が、産業医資格を有しない若しくは御都合がつかず「産業医」に就任できない場合は、他の医師を「産業医」として委嘱したいと考えています。

つきましては、今後、新たな「産業医」の委嘱が必要となった場合は、岡山県教育庁福利課長が、県医師会長若しくは郡市医師会長に、御推薦を依頼したいと考えていますので、ご協力よろしくお願いいたします。

記

【添付資料】（次頁）

「岡山県教育委員会が所管する県立学校等における産業医の委嘱等について」

【お問い合わせ先】

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県教育庁福利課健康管理班

担当：総括主幹 川井 慶太郎

TEL：086-226-7604 FAX：086-223-5517

Mail：hukuri-kenkoukanri@pref.okayama.jp

「岡山県教育委員会が所管する 県立学校等における産業医の委嘱等について」

1 産業医委嘱への移行

- (1) 令和2年10月以降、調整ができた所属から順次、有資格の産業医を委嘱する
- (2) 県立学校は、産業医を委嘱できるまで、現職の「健康管理医」の委嘱を継続する
- (3) 令和3年度以降は全所属産業医委嘱を目指す

2 産業医を委嘱する所属数

県立の全所属78箇所 ※県教委独自の施策として、職員50人未満の選任義務のない所属も対象

3 産業医の職務内容・勤務条件等の概要

(「岡山県教育委員会事業場産業医委嘱要綱(仮称)」により定める※現在作成中)

(1) 産業医の主な職務内容(労働安全衛生規則第14条及び第15条)

- ① 職場巡視を行い、必要に応じて職員の健康障害を防止するための措置を講じること
- ② 所属長が、職員の健康診断の結果に基づく指導区分の決定にあたり、所属長からの要請に基づいて、職員に対する指導区分の判定及び就業上の措置に関する意見を述べること
- ③ 所属長等管理職及び職員からの健康相談に応じること
- ④ 長時間勤務等の過重労働による健康障害防止のための健康相談(面接指導)を実施すること
- ⑤ 衛生委員会又は50人以下の所属における衛生委員会に準じた会議に出席し、委員として意見を述べること
- ⑥ 衛生教育・健康教育を実施すること
- ⑦ その他所属長と産業医が協議の上必要と認める事項
(病気休職者の職場復帰支援、治療と仕事の両立支援等)

(2) 勤務条件

- 身 分：特別職の非常勤職員(地方公務員法第3条第3項第3号)
- 勤務時間：1回2時間以上
- 出勤回数：年間8回(最低6回出勤(職場巡視：2か月に1回出勤))

(3) 産業医報酬額：出勤した場合に支払う

- 100人以上：出勤1回につき50,000円、年間400,000円(最高8回出勤した場合)
- 50～99人：出勤1回につき40,000円、年間320,000円(最高8回出勤した場合)
- 50人未満：出勤1回につき40,000円、年間320,000円(最高8回出勤した場合)

※同一月に2回以上出勤した場合は、2回目以降1回につき10,000円加算

(4) 過重労働者に対する健康相談(面接指導)の報酬単価(1回(人)につき1時間以内)

令和2年10月から：4,268円(令和2年9月まで：3,000円)

4 その他

- (1) 「産業医」は、「学校医」ではなくてもよいこととする。(「学校医」との兼任も可能)
- (2) 今後、「産業医」が必要となった場合は、岡山県教育庁福利課が、県立学校等の窓口となり、県医師会や郡市医師会に「産業医」の推薦を依頼することとする。